

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 Zホールディングス株式会社

【英訳名】 Z Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長Co-CEO（共同最高経営責任者） 川邊 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03（6779）4900

【事務連絡者氏名】 法務統括部 統括部長 妹尾 正仁

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03（6779）4900

【事務連絡者氏名】 法務統括部 統括部長 妹尾 正仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【提出理由】

当社は、2022年6月17日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、川邊 健太郎、出澤 剛、慎 ジュンホ、小澤 隆生、舩田 淳、桶谷 拓を選任することにつき承認を得るものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、蓮見 麻衣子、國廣 正、鳩山 玲人を選任することにつき承認を得るものです。

なお、3氏は社外取締役であり、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

前日までの事前行使個数及び当日出席を含めた議決権行使個数 70,179,540個

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	70,133,093	18,509	27,758	192	可決 99.9
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件					
川邊 健太郎	62,573,552	7,558,430	47,384	174	可決 89.2
出澤 剛	65,314,485	4,817,492	47,397	174	可決 93.1
慎 ジュンホ	68,625,820	1,505,719	47,835	174	可決 97.8
小澤 隆生	68,348,094	1,783,879	47,396	174	可決 97.4
舩田 淳	68,435,831	1,695,711	47,828	174	可決 97.5
桶谷 拓	68,632,842	1,498,706	47,826	174	可決 97.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
蓮見 麻衣子	68,762,131	1,353,432	63,770	216	可決 98.0
國廣 正	68,719,309	1,431,892	28,132	216	可決 97.9
鳩山 玲人	68,718,797	1,432,402	28,134	216	可決 97.9
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件	69,943,041	165,472	70,916	122	可決 99.7
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件	69,351,511	799,933	28,009	94	可決 98.8
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	69,337,016	814,256	28,009	267	可決 98.8
第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	64,881,935	5,269,482	28,024	107	可決 92.5

(注) 1. 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 第2号議案、第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 第4号議案乃至第7号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。